

2008

ディスクロージャー誌

業務及び財産の状況に関する説明書類

平成 20 年度

(平成 20 年 12 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)



株式会社ミニンシュラー

2009/07/30

社長挨拶

2006年4月の保険業法改正により、全国430余りの特定保険業者の中から厳選された65社の少額短期保険会社が誕生しました。弊社は、2008年2月に少額短期保険準備会社を立ち上げ、同年9月正式に少額短期保険会社として登録いたしました。（登録番号 関東財務局長（少額短期保険）第38号）

2008年10月には、お客さまのニーズに応えるべく、入院給付および退院後の通院給付に重点を置いた第1号新商品「日常生活賠償責任補償付更新型医療定期保険」を関東財務局東京財務事務所へ届出を行い、翌年2月に審査が完了し、3月から販売を開始いたしました。引続き2009年3月に女性向けの保険として、第2号新商品「乳がん診断保険金付女性特定疾病医療保険」の届出を行い、5月に審査が完了し、6月から販売を開始いたしました。お客さまの立場に立って機動的に保険商品の開発を行っていくことは、新たな市場を創造することでもあり、当社の最重要戦略と位置づけております。

昨今、保険会社は合併等により巨大化する中でお客さまとの距離は遠くなり、ニーズに適応した保険商品が少ないという声も聞かれる状況となっております。また、お客さまのライフスタイルが変化し、身の回りのリスクも多様化している現状を踏まえ、弊社ではお客さまサイドに立った商品開発を行い、商品はもちろんのこと価格的にも加入しやすさを追求して参ります。

業務体制としては、コンプライアンスを最重点にきめ細かい顧客サービスを提供するため、保険会社出身者を数多く採用し、健全な会社運営を目指しております。また、諮問機関として、有識者委員会を有し、より適正な会社運営に役立てます。さらに、アクチュアリー、弁護士、顧問医等専門分野におけるトップクラスの方々をネットワークし、適切な対応を図れる体制を構築して参ります。

私は、2009年6月に日本少額短期保険協会の理事に就任いたしました。少額短期保険会社の社会的使命を考え、今後の健全な業界発展を目指し、さらに多くのお客さまのお役に立てるよう努力を重ねて参りますので、宜しくお願い申し上げます。

2009年7月
株式会社ミニンシュラー
代表取締役社長 小林 靖治

目次

社長挨拶.....	2
1. 当社の概況及び組織に関する事項	
(1) 会社概要.....	4
(2) 経営の組織.....	5
(3) 株式の状況.....	6
(4) 役員の状況.....	7
(5) 使用人の状況.....	7
2. 当社の主要な業務の内容	
(1) 取扱商品.....	8
(2) 再保険の状況.....	10
(3) 保険の募集について.....	11
3. 当社の主要な業務に関する事項	
(1) 直近の事業年度(2008年度)における業務の概況.....	12
(2) 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標.....	13
(3) 直近の2事業年度における業務の状況.....	14
(4) 責任準備金の残高の内訳.....	22
4. 当社の運営に関する事項	
(1) リスク管理体制について.....	23
(2) 法令遵守(コンプライアンス)体制について.....	23
(3) 個人情報保護方針.....	25
5. 当社の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 計算書類.....	29
(2) 保険金等の支払能力の充実の状況.....	34
(3) 有価証券または金銭の信託に関する取得価額または契約価額、時価 および評価損益.....	35
(4) 公衆の縦覧に供する書類に関する会計監査人の監査の有無.....	35
(5) 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書に関する公認会計 士または監査法人の監査証明の有無.....	35

1. 当社の概況及び組織に関する事項

(1) 会社概要

経営理念

株式会社ミニシュラーは、少額短期保険業者として法令を遵守し、お客さまの立場に立ったきめ細かいサービスによってお客さまに安心を提供し、社会に貢献します。

ミニシュラーの4つの安心

健全な財務状況

資本の充実および支払備金、責任準備金、異常危険準備金等の各種準備金も適正に積み立てています。

保険のプロフェッショナルが運営

生保・損保にわたり、保険業界で数々の実績をあげた経験豊かなスタッフが運営を担当しています。

世界有数の保険会社に再保険

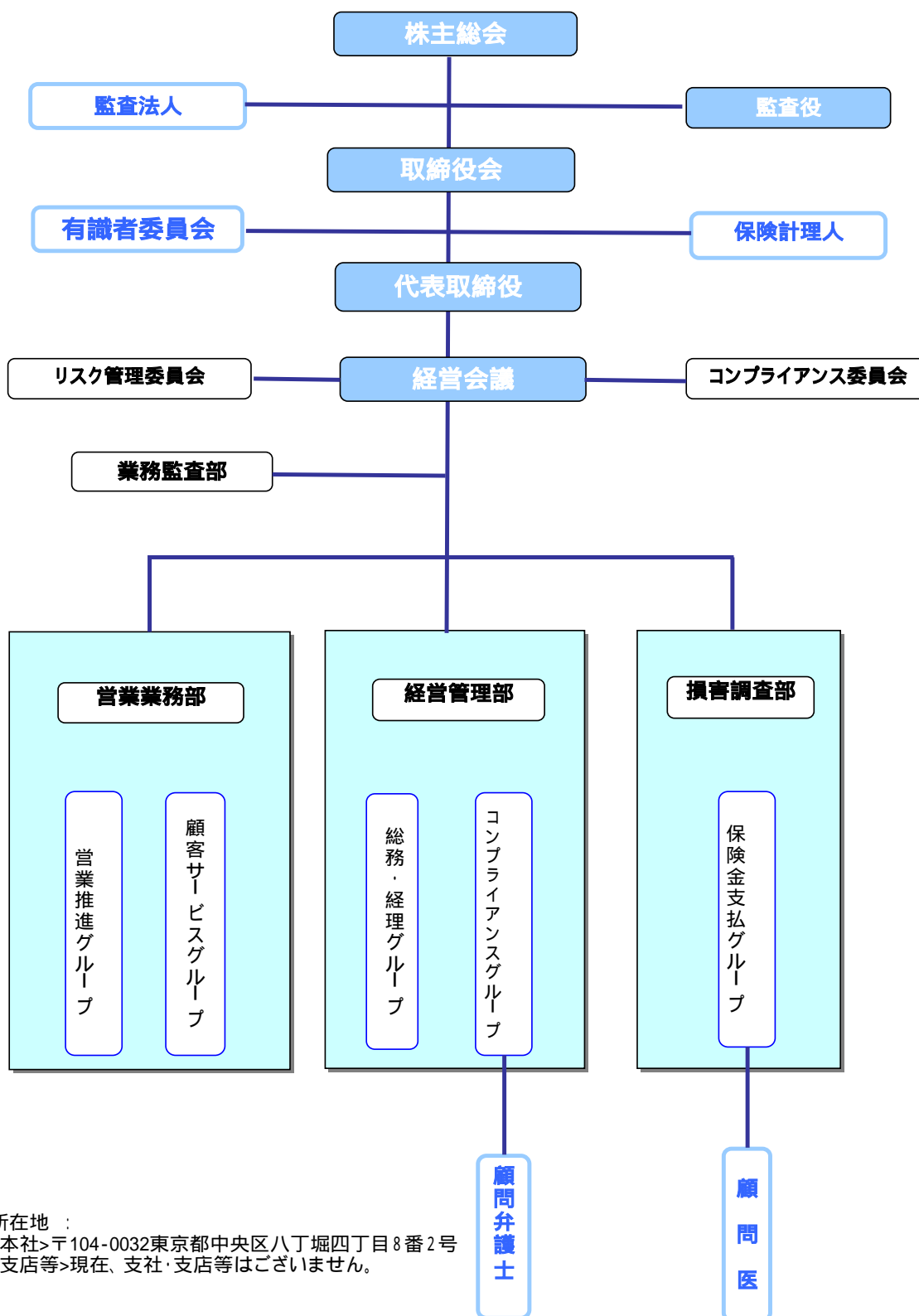
当社保有の保険契約は、日本国内で営業認可を取得、あるいは届出している世界有数の保険会社に再保険を付しており、財務体質もより強固になり、さらに少額短期保険会社の安定した経営に大きく寄与しています。

コンプライアンス（法令遵守）

顧客サービスの充実、コンプライアンスの強化、有識者委員会（外部諮問機関）の設置など、健全な経営に努めています。

(2) 経営の組織

平成21年7月1日現在



所在地：
 <本社>〒104-0032東京都中央区八丁堀四丁目8番2号
 <支店等>現在、支社・支店等はありません。

(3) 株式の状況

株式数
 発行可能株式総数 100,000 株
 発行済株式 4,000 株

株主数
 2009年3月末株主数 12名

主要な株主の状況

平成21年3月末現在

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等 (株)	持株比率 (%)
株式会社ユーエスピー	4 4 0	1 1
株式会社エイエムアール	4 4 0	1 1
アドバンスコミュニケーションズ株式会社	4 4 0	1 1
アイエスピー株式会社	4 4 0	1 1
株式会社グリーンオペレーションズ	4 4 0	1 1
株式会社 Nic	4 4 0	1 1
EFS European Financial Services Ltd.	4 4 0	1 1
株式会社ティーシーエス	2 8 0	7
濱田卓二郎	2 8 0	7
小林 靖治	1 2 0	3
大林 淑	1 2 0	3
松田 寿々雄	1 2 0	3

(4) 役員 の 状 況

平成 21 年 7 月 1 日現在

氏 名	役 職	重要な兼職	その他 (兼任の状況等)
小林 靖治	代表取締役社長	-	
原口 和正	取締役	-	
上田 修司	取締役	-	
森 桂一	社外監査役	-	

(5) 使用人の状況

職 種	従業員数	平均年齢
内勤職員 (内、派遣社員)	11名 (5名)	46.4歳
営業職員	-	-
合 計	11名 (5名)	46.4歳

2. 当社の主要な業務の内容

(1) 取扱商品

【日常生活賠償責任補償付更新型医療定期保険】

当社が少額短期保険業者として、関東財務局の登録を受けた後、最初に発売した商品です。近年ますます高まる、病気やけがでの入院・手術・退院後の通院のリスクに対する準備として、医療保障を重点におき、あわせて死亡・重度障害、日常生活賠償責任まで、幅広く保障（補償）しております。

主な契約内容

責任開始日時点において、満15歳以上65歳未満であれば、ご加入できます。保険期間は1年間。責任開始日を同日として、自動更新できます。更新可能な年齢は、更新日時点で満70歳未満です。保険料は年齢・性別・職業を問わず、一律月額4,500円です。加入申込に際しては、告知書のみで、医師の診断書の提出は必要ありません。

保障および補償内容

入院保障

病気または傷害で、その治療を目的として、入院した場合にお支払いします。入院日数が継続して、2日以上ある場合に支払対象となり、入院1日目よりお支払いします。

1回の入院について、80日が限度となります。

入院保険日額は、男女別・年齢別に設定しておりますので、契約を更新した場合、更新後の年齢により、変動します。

手術保障

病気または傷害で、その治療を目的として、所定の手術を受けた場合にお支払いします。

入院を伴わない場合でも支払対象となります。

手術の種類により、男女別・年齢別の入院保険日額の10倍・20倍・40倍の額をお支払いします。

通院保障

病気または傷害で、入院保険金の支払事由に該当する入院をし、その退院後、退院日の翌日からその日を含めて100日以内に通院した場合にお支払いします。

1回の通院について、30日が限度となります。

通院保険日額は、男女別・年齢別に設定しており、入院保険日額の2分の1の額となります。

また、契約を更新した場合、更新後の年齢により、変動します。

死亡・重度障害保障

保険期間中に死亡したときは、死亡保険金をお支払いします。

病気または傷害で、重度障害状態に該当し、その回復の見込みがないときは、重度障害保険金をお支払いします。

死亡および重度障害保険金額は、男女別・年齢別に設定しております。

また、契約を更新した場合、更新後の年齢により、変動します。

傷害死亡・傷害重度障害保障

保険期間中に傷害により死亡したときは、傷害死亡保険金をお支払いします。

傷害重度障害状態に該当し、その回復の見込みがないときは、傷害重度障害保険金をお支払いします。

傷害死亡および傷害重度障害保険金額は、男女別・年齢別に設定しております。

また、契約を更新した場合、更新後の年齢により、変動します。

日常生活賠償責任補償

被保険者および同一生計者が、個人の日常生活や住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、被保険者本人が法律上賠償責任を負担することによって損害を被ったとき、お支払いします。

1 保険期間の保険金額は通算して500万円が限度となります。

(2) 再保険の状況

当社では、保険業法の一部を改正する法律附則第16条および保険業法施行令の一部を改正する法令附則第3条により、少額短期保険業者に関する経過措置を適用しております。

また、当該規定の適用により、保険金額が保険業法第2条第17項に規定する法令で定める金額を超える保険の引き受けを行うときは、内閣府令で定めるところにより、超過した金額を再保険に付すこととします。

再保険の状況は、以下の通りです。

〔A〕出再先保険会社等の数

	平成19年度		平成20年度	
	国内	海外	国内	海外
再保険を引き受けた保険会社等の数	-	-	1社	4社

〔B〕出再先保険会社等のうち、(支払)再保険料の額が大きい上位5社に対する(支払)再保険料の割合

	平成19年度	平成20年度
(支払)再保険料の額が大きい上位5社に対する(支払)再保険料の割合	-	100%

〔C〕出再先保険会社等の、格付機関による格付に基づく区分ごとの(支払)再保険料の割合

格付区分	平成19年度	平成20年度
AAA	-	3.8%
AA+	-	-
AA	-	-
AA-	-	5.4%
A+	-	90.8%
A	-	-
A-	-	-
-	-	-

(注) 格付区分は、スタンダード・アンド・プアーズ社の財務格付を使用しています。

(3) 保険の募集について

株式会社ミニンシュラーは、保険その他の金融商品の販売に際しましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守し、以下の方針に基づき、お客様の立場に立った販売活動を行います。

勧誘方針

1. お客様の保険商品に関する知識、ご経験、ご購入目的、財産の状況等に留意し、商品内容やリスク内容などについて十分ご理解いただけるよう、適切な説明を心掛けるとともに、お客様のご意向と実情に適した商品の案内に努めます。
2. 商品の案内・勧誘にあたりましては、お客様のご迷惑とならない時間帯・場所・方法により、適切に行います。
3. お客様からの信頼を第一とし、重要な事項を告げなかったり、不確実な事項について断定的な説明をするなど、お客様のご判断を誤らせるようなご案内は行いません。
4. お客様に対する勧誘の適正を確保するため、社内管理体制を整備するとともに、代理店・募集人に対する研修体制を充実させ関係法令や商品に関する知識の習得に努めます。
5. 万が一保険事故が発生した場合は、迅速かつ適切な対応と保険金の適正なお支払いに努めます。

3. 当社の主要な業務に関する事項

(1) 直近の事業年度(2008年度)における業務の概況

当社は、平成18年4月1日施行の保険業法の改正にともない、平成20年2月21日に設立され、9月24日に関東財務局長(少額短期保険)第38号として少額短期保険会社として登録が完了いたしました。併せてU共済会の共済契約につきまして当社への包括移転の認可がおりましたので、認可に基づき11月20日にU共済会の共済契約を包括移転し、現在に至っております。

また、第1号の新商品の「日常生活賠償責任補償付更新型医療定期保険」を昨年10月から関東財務局東京財務事務所へ届出を開始し、約4か月の折衝を経て本年2月24日に届出が完了し、3月から販売を開始いたしました。

さらに3月より第2号の新商品「乳がん診断保険金付女性特定疾病医療保険」の届出を開始いたしましたので、来期は新商品の充実により、販売が大きく伸びるものと予想しております。

このような状況下、当期の保険料等収入は993,980千円、保険契約準備金戻入額は53,314千円となり、経常収益は1,047,743千円となりました。

一方、経常費用は保険金等支払金が772,345千円、事業費が253,470千円と、経常費用総額では1,025,827千円となり、経常利益は21,915千円となりました。

また、法人税等の税金を差し引いた当期純利益は7,348千円となりました。なお、現事業は平成20年11月より開始されたため、前期との比較は表示しておりません。

(2) 直近の 3 事業年度における主要な業務の状況を示す指標

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (当期)
経常収益	-	-	1,047,743 千円
経常利益	-	-	21,915 千円
当期純利益	-	-	7,348 千円
資本金の額 (発行済株式の総数)	-	-	100,000 千円 (4,000 株)
純資産額	-	-	107,031 千円
総資産額	-	-	556,281 千円
責任準備金残高	-	-	297,120 千円
有価証券残高	-	-	-
ソルベンシー・マージン比率	-	-	1544%
配当性向	-	-	-
従業員 (1)	-	-	7 名
正味収入保険料の額 (2)	-	-	51,476 千円

(1) 従業員数は各年度末における人員数 (派遣社員、パート社員含む) を示し、役員は含めておりません。

(2) 正味収入保険料の内訳は、以下の通りです。

収入保険料	557,730 千円
支払再保険料	506,254 千円
解約返戻金	- 千円
その他の返戻金	- 千円
差引	51,476 千円

(3) 当社の営業開始日は、平成 20 年 12 月 1 日です。

(3) 直近の2事業年度における業務の状況

当社は、当事業年度（2008年度）より事業を開始しており、主要な業務の状況は以下の通りです。

主要な業務の状況を示す指標等

〔A〕正味収入保険料（1）

種 目	平成 19 年度		平成 20 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
生命保険・医療保険	-	-	51,476 千円	100%
その他の保険	-	-	-	-
【合計】	-	-	51,476 千円	100%

（1）正味収入保険料とは、当社元受における収入保険料から、解約返戻金やその他返戻金および当社を契約者とする再保険契約により当社が支払った再保険料を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味収入保険料} = \text{収入保険料} - \text{支払再保険料} - \text{解約返戻金} - \text{その他返戻金}$$

〔B〕元受正味保険料（2）

種 目	平成 19 年度		平成 20 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
生命保険・医療保険	-	-	557,730 千円	100%
その他の保険	-	-	-	-
【合計】	-	-	557,730 千円	100%

（2）元受正味保険料とは、当社元受における収入保険料から、元受解約返戻金や元受その他返戻金を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{元受正味保険料} = \text{元受収入保険料} - \text{元受解約返戻金} - \text{元受その他返戻金}$$

〔C〕支払再保険料（ 3 ）

種 目	平成 19 年度		平成 20 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
生命保険・医療保険	-	-	506,254 千円	100%
その他の保険	-	-	-	-
【合計】	-	-	506,254 千円	100%

（ 3 ）支払再保険料とは、出再保険料から、再保険返戻金を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{支払再保険料} = \text{出再保険料} - \text{再保険返戻金}$$

〔D〕保険引受利益（ 4 ）

種 目	平成 19 年度		平成 20 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
生命保険・医療保険	-	-	21,752 千円	100%
その他の保険	-	-	-	-
【合計】	-	-	21,752 千円	100%

（ 4 ）保険引受利益とは、保険引受粗利益から、営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加味したもので、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\begin{aligned} \text{保険引受利益} &= \text{保険引受粗利益} - \text{営業費及び一般管理費} \\ &\quad + (\text{その他経常収益} - \text{その他経常費用}) \end{aligned}$$

〔E〕正味支払保険金（ 5 ）

種 目	平成 19 年度		平成 20 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
生命保険・医療保険	-	-	24,599 千円	100%
その他の保険	-	-	-	-
【合計】	-	-	24,599 千円	100%

(5) 正味支払保険金とは、元受契約の支払保険金から、当社を契約者とする再保険契約により当社が回収した再保険金を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味支払保険金} = \text{支払保険金} - \text{回収再保険金}$$

〔 F 〕 元受正味支払保険金

種 目	平成 19 年度		平成 20 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
生命保険・医療保険	-	-	266,091 千円	100%
その他の保険	-	-	-	-
【合計】	-	-	266,091 千円	100%

〔 G 〕 回収再保険金

種 目	平成 19 年度		平成 20 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
生命保険・医療保険	-	-	241,492 千円	100%
その他の保険	-	-	-	-
【合計】	-	-	241,492 千円	100%

保険契約に関する指標等

〔A〕契約者配当金

該当事項はございません。

〔B〕正味損害率（ 1 ）及び正味事業費率（ 2 ）並びにその正味合算率（ 3 ）

種 目	平成 19 年度			平成 20 年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率
生命保険・ 医療保険	-	-	-	47.8%	114.1%	161.9%
その他の保険	-	-	-	-	-	-
【合計】	-	-	-	47.8%	114.1%	161.9%

（ 1 ）正味損害率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味損害率} = \text{正味支払保険金} \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

（ 2 ）正味事業費率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味事業費率} = (\text{保険引受に係る事業費} - \text{再保険手数料}) \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

（ 3 ）正味合算率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味合算率} = \text{正味損害率} + \text{正味事業費率}$$

〔C〕出再控除前の発生損害率（ 4 ）元受事業費率（ 5 ）
及びその元受合算率（ 6 ）

種 目	平成 19 年度			平成 20 年度		
	発生 損害率	元受 事業費率	元受 合算率	発生 損害率	元受 事業費率	元受 合算率
生命保険・ 医療保険	-	-	-	47.7%	45.4%	93.1%
その他の保険	-	-	-	-	-	-
【合計】	-	-	-	47.7%	45.4%	93.1%

- (4) 発生損害率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{発生損害率} = \frac{\text{出再控除前の発生支払保険金 (7)}}{\text{出再控除前の既経過保険料 (8)} \times 100}$$
- (5) 元受事業費率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{元受事業費率} = \frac{\text{保険引受に係る事業費}}{\text{出再控除前の既経過保険料}} \times 100$$
- (6) 元受合算率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{元受合算率} = \text{発生損害率} + \text{元受事業費率}$$
- (7) 出再控除前の発生支払保険金とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{出再控除前の発生支払保険金} = \text{発生金等} + \text{出再控除前の支払備金積増額}$$
- (8) 出再控除前の既経過保険料とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{出再控除前の既経過保険料} = \text{保険料} - \text{出再控除前の未経過保険料積増額} - \text{発生解約返戻金等}$$

〔 D 〕再保険を引受けた主要な再保険会社（再保険会社の数）と再保険契約内容

再保険会社	再保険契約内容		
	種類（再保険金額）	平成 19 年度	平成 20 年度
		出再割合	出再割合
ザ・ソサイエティ・オブ・ロイズ	比例再保険（保険金額の 95%）	-	90.8%
【再保険会社数： 全 5 社】		-	100.0%

〔 E 〕 再保険を引受けた主要な再保険会社の格付区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	支払再保険料における割合	
	平成 19 年度	平成 20 年度
A - 以上	-	100.0%
B B B 以上 A - 未満	-	-
その他 (B B B 未満・格付なし)	-	-
【合計】	-	100.0%

〔 F 〕 未収再保険金

種 目	平成 19 年度		平成 20 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
生命保険・医療保険	-	-	62,124 千円	100%
その他の保険	-	-	-	-
【合計】	-	-	62,124 千円	100%

経理に関する指標等

〔A〕支払備金（ 1 ）

種 目	平成 19 年度		平成 20 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
生命保険・医療保険	-	-	63,311 千円	100%
その他の保険	-	-	-	-
【合計】	-	-	63,311 千円	100%

（ 1 ）支払備金は、元受契約における普通支払備金および既発生未報告損害から、それらに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものを示しています。

〔B〕責任準備金（ 2 ）

種 目	平成 19 年度		平成 20 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
生命保険・医療保険	-	-	297,120 千円	100%
その他の保険	-	-	-	-
【合計】	-	-	297,120 千円	100%

（ 2 ）責任準備金は、元受契約における普通責任準備金（入院責任準備金、危険保険料積増分含む）および異常危険準備金から、それらに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものを示しています。

〔C〕利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高
該当事項はございません。

〔D〕損害率の上昇に対する経常利益の変動の額
発生損害率が1%上昇すると仮定
経常利益の減少額 = 正味既経過保険料 × 1% = 4,221 千円

資産運用に関する指標等

〔A〕資産運用の概況

区 分	平成 19 年度		平成 20 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現預金	-	-	289,811 千円	52%
金銭信託	-	-	-	-
国債	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
【運用資産計】	-	-	289,811 千円	-
総資産	-	-	556,281 千円	100%

〔B〕利息及び配当金収入並びに運用利回り（ 1 ）

区 分	平成 19 年度		平成 20 年度	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り
現預金	-	-	163 千円	0.06%
金銭信託	-	-	-	-
国債	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
【運用資産計】	-	-	163 千円	0.06%

（ 1 ）運用利回りは、収入金額を日平均運用額で除して算出しています。

〔C〕保有有価証券の種類別の残高、構成比、利回りおよび残存期間別残高

該当事項はございません。

(4) 責任準備金の残高の内訳

当事業年度（平成 20 年度）末における責任準備金残高の内訳は、以下の通りです。

種 目	普通責任準備金				
	未経過 保険料	入院通院中 責任準備金	危険保険料 積増し	収支残	小 計
生命保険・ 医療保険	185,837 千円	-	-	56,466 千円	185,837 千円
その他の 保険	-	-	-	-	-
【合計】	185,837 千円	-	-	56,466 千円	185,837 千円

種 目	異常危険準備金	契約者配当 準備金	合 計
生命保険・ 医療保険	111,282 千円	-	297,120 千円
その他の保険	-	-	-
【合計】	111,282 千円	-	297,120 千円

責任準備金は、元受契約における普通責任準備金（入院責任準備金、危険保険料積増分含む）および異常危険準備金から、それらに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものを示しております。

4 . 当社の運営に関する事項

(1) リスク管理体制について

当社は、リスクを保険引受リスク、事務リスク、システムリスク、流動性リスク、災害等リスク、法務リスクの6つに区分し、以下の体制でリスク管理を行っています。

(リスク管理規程)

当社は、リスク管理の基本方針としてリスク管理規程を定めています。

(リスク管理担当部門)

経営管理部、営業業務部、損害調査部の各業務担当部門は、同時にリスク管理担当部門として、所管する業務におけるリスクの所在と種類・特性を把握したうえで、適切なリスク管理を推進・実行し、業務の健全性および適切性を図っています。

(リスク管理委員会)

当社は、経営会議の中にリスク管理委員会を設置し、リスク管理担当部門におけるリスク管理に対する問題・原因の早期発見に努め、未然の事故防止を図っています。

(2) 法令遵守(コンプライアンス)体制について

当社では、お客さまからの信頼の確保およびお客さま保護の観点から、法令遵守を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、以下の体制で法令遵守を行っています。

(法令遵守規程)

当社は、法令遵守の基本方針として法令遵守規程を定めています。

(「コンプライアンス・マニュアル」等)

「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役職員に周知徹底を図るとともに、法令遵守にかかる体制の変更、法令等の制定や改正の際には、その内容を適宜修正するとともに、「コンプライアンス・プログラム」の効果的実践を図っています。

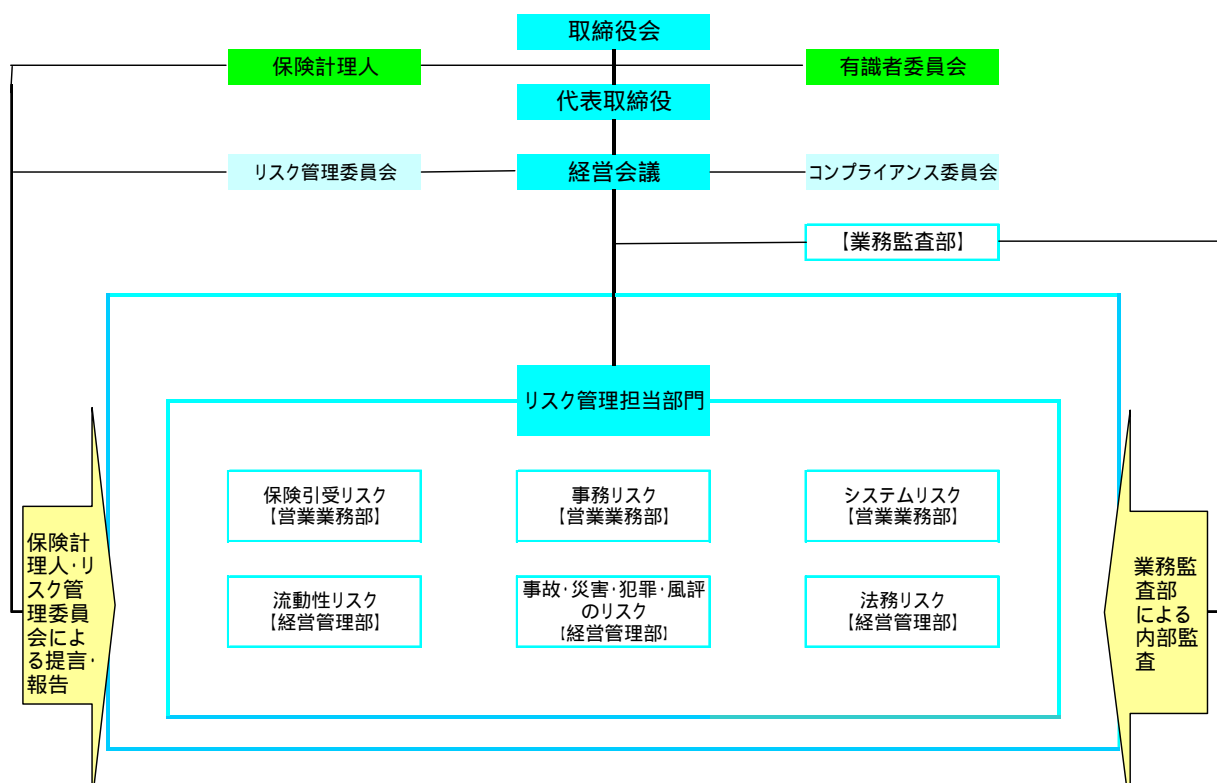
(コンプライアンス委員会)

経営会議の中にコンプライアンス委員会を設置し、日常業務における各従業員の教育・指導・監視を徹底し、適時、コンプライアンスグループへ報告しています。

(有識者委員会)

当社は、社外の諮問機関として有識者委員会を設置し、適宜法令遵守にかかわる助言を受け、法令遵守の有効性・適切性の維持に役立てています。

【当社のリスク管理体制】



(3) 個人情報保護方針

株式会社ミニシュラー(以下「当社」という。)は、少額短期保険業者として、保険を事業の核とした事業活動を行っています。事業活動を通じてお客様から取得する個人情報及び当社従業員の個人情報(以下、「個人情報」という。)は、当社にとって重要な情報資産であり、その個人情報を確実に保護することは、当社の重要な社会的責務と認識しております。

したがって、当社は、事業活動を通じて取得する個人情報を、以下の方針に従って取り扱い、個人情報保護に関して、お客様及び当社従業員への「安心」の提供及び社会的責務を果たしていきます。

1. 個人情報の取得、利用及び提供に関して

- ・適法、かつ、公正な手段によって個人情報を取得いたします。
- ・利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を利用いたします。
- ・以下の場合を除き、本人の同意なく個人情報を第三者に提供いたしません。
法令に基づく場合、当社の業務遂行上必要な範囲内で代理店及び業務委託先に提供する場合、再保険の手続きをする場合。
- ・取得した個人情報の目的外利用はいたしません。
- ・目的外利用の必要が生じた場合は、新たな利用目的の再同意を得た上で利用いたします。

2. 法令、国が定める指針その他の規範(以下、「法令等」という。)に関して

個人情報を取り扱う事業に関連する法令等を常に把握することに努め、当社事業に従事する従業員(以下、「従業員」という。)に周知し、遵守いたします。

3. 個人情報の安全管理に関して

- ・個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、又はき損などの様々なリスクを防止すべく、個人情報の安全管理のための迅速な是正措置を講じる体制を構築し維持いたします。
- ・点検を実施し、発見された違反や事故に対して、速やかにこれを是正するとともに、弱点に対する予防処置を実施いたします。
- ・安全に関する教育を、従業員に徹底いたします。

4. センシティブ情報の取扱いに関して

お客様の健康状態・病歴などのセンシティブ情報については、「保険業法施行規則第53条の10」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」により、お客様の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に利用目的が限定されています。当社はこれらの利用目的以外には、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供いたしません。

5. 苦情・相談に関して

個人情報の取り扱いに関する苦情及び相談については、個人情報問合せ窓口を設け、迅速な対応が可能な体制を構築し、誠意をもって対応いたします。

6. 継続的改善に関して

- ・当社の個人情報保護マネジメントシステムは、個人情報保護のため、内部規程遵守状況を監視及び監査し、違反、事件、事故、及び弱点の発見に努め、経営者による見直しを実施いたします。これを管理策及び内部規程に反映し、個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善に努めます。
- ・改善においては、法令等及び JIS Q 15001 に準拠いたします。

制定日 2009年12月1日
株式会社ミニンシュラー
代表取締役 小林 靖治

<個人情報問合せ窓口>

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4 - 8 - 2 秀和第2桜橋ビル8階
株式会社ミニンシュラー 個人情報問合せ窓口
電話 : 03 - 3553 - 4545 (平日 9:30 ~ 18:00)
FAX : 03 - 3553 - 4546

【個人情報の取り扱いについて】

【事業者の名称】

株式会社ミニンシュラー

【ご本人から直接書面取得以外で取得する場合の利用目的】

保険金支払

【開示対象個人情報の利用目的】

- ・ 再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- ・ 資料の送付

- ・ お問合せ、ご相談への対応
- ・ アンケート調査実施、モニター実施
- ・ 採用業務
- ・ 人事業務(従業者情報)

【開示等の請求手続き】

当社がご本人様又はその代理人様から、当社が保有する個人情報に関して 開示のご請求、利用目的の通知のご請求、訂正のご請求、追加のご請求、消去のご請求、利用停止又は第三者提供の停止のご請求等(以下 から を総称して「開示等のご請求」といいます。)にご対応させていただく場合の手続きは、下記のとおりです。

1. 開示等の請求の申出先

開示等のご請求については、[個人情報開示等請求書](#)に必要事項を添付の上、郵送によりお願いいたします。請求書を当社へ郵送する際には、配達記録郵便や簡易書留郵便など、配達の記録が確認できる方法にてお願いいたします。

なお、封筒に朱書きで「個人情報請求書在中」とお書き添えいただければ幸いです。

2. 開示等の請求における提出書面

開示等のご請求を行う場合は、[個人情報開示等請求書](#)に所定の事項を全てご記入の上、以下のいずれか1点の本人様が確認できる下記の書類を同封してご郵送ください。

運転免許証、住民票の写し、健康保険証の被保険者証

コピーは本籍地を塗りつぶしたものをご用意ください。

3. 代理人様による開示等のご請求

開示等のご請求をすることについて代理人様に委任する場合は、[個人情報開示等請求書](#)に加えて、下記の書類をご同封ください。

代理人様本人であることを確認するための書類(コピー)

運転免許証、住民票の写し、健康保険証の被保険者証のいずれか1点

コピーは本籍地を塗りつぶしたものをご用意ください。

委任状(ご本人様により委任状に捺印し、その印鑑の印鑑登録証明書を添付してください。代理人様が親権者などの法定代理人のときは、委任状に代えて、ご本人様との関係がわかる書類をご提出いただくことも可能です。

4. 開示、利用目的の通知のご請求に関する手数料

個人情報の開示及び利用目的の通知をご請求する場合、1回の請求ごとに、1,000円(消費税込)の手料をいただきます。当社指定の口座に手数料をお振込みください。振込手数料は、ご請求者のご負担となりますのでご了承ください。

【手数料振込口座】 三井住友銀行 赤坂支店 普通預金 8726485
株式会社ミニンシュラー

なお、手数料が不足していた場合、及び手数料が振り込まれなかった場合は、開示、利用目的の通知のご請求がなかったものとして対応させていただきます。

5. 開示等のご請求に対する回答方法

請求者の請求書記載住所宛に書面によってご回答いたします。

ご不明な点などがございましたら下記窓口までご連絡下さい。

株式会社ミニンシュラー

個人情報問合せ窓口 堀越 久美子

電話 : 03 - 3553 - 4545 (平日 9:30 ~ 18:00) FAX : 03 - 3553 - 4546

個人情報保護管理責任者 上田 修司

5. 当社の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

(1) 計算書類 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	平成19年度	平成20年度	科 目	平成19年度	平成20年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金		289,811	保険契約準備金		360,431
現金		218	支払備金		63,311
預貯金		289,593	責任準備金		297,120
有形固定資産		568	その他負債		88,818
動産		568	未払法人税等		14,535
無形固定資産		185,533	未払金		1,302
ソフトウェア		185,504	未払費用		3,628
その他の無形固定資産		28	前受収益		68,943
再保険貸		62,124	預り金		361
その他資産		8,243	仮受金		47
未収金		4,242	負債の部 合計		449,250
その他の資産		4,001	(純資産の部)		
供託金		10,000	資本金		100,000
			利益剰余金		7,031
			繰越利益剰余金		7,031
			株主資本合計		107,031
			純資産の部 合計		107,031
資産の部合計		556,281	負債及び純資産の部合計		556,281

当社は、平成20年2月21日設立、同年9月24日関東財務局に少額短期保険会社として登録、同年12月1日営業開始しました。よって、平成19年度の数値は記載しておりません。

〔注記〕

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の評価基準および評価方法

- ・貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（会社方針の変更）

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。
これによる損益に与える影響はありません。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
器具備品 2年

無形固定資産

- ・ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
（自社利用分）

(3) 重要な繰延資産の処理方法

保険業法第113条繰延資産の計上方法

保険業法第113条当事業の規定に基づく繰延資産については、第1期に発生した事業費の一部を繰延資産として計上しておりましたが、当期において、保険契約の包括移転が行われたことにより当社の経営規模が拡大することとなりました。その結果、新設保険会社に適用される保険業法第113条の規定は不要となり、当期末において保険業法第113条繰延資産を全額償却いたしました。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法施行規則第211条の46の規定に基づいて計算しております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	405千円
1株あたりの純資産額	26,757円83銭

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成19年度	平成20年度
経常収益		1,047,743
保険料等収入		993,980
保険料		557,730
再保険収入		436,249
回収再保険金		241,492
再保険手数料		194,756
支払備金戻入額		15,700
責任準備金戻入額		37,614
資産運用収益		163
利息及び配当金等収入		163
その他経常収益		284
経常費用		1,025,827
保険金等支払金		772,345
保険金等		266,091
再保険料		506,254
責任準備金等繰入額		
支払備金繰入額		
責任準備金繰入額		
事業費		253,470
営業費及び一般管理費		216,245
税金		15,248
減価償却費		21,976
その他経常費用		11
保険業法第113条繰延資産償却費		
その他の経常費用		11
経常利益		21,915
特別利益		
特別損失		
税引前当期純利益		21,915
法人税及び住民税		14,567
法人税等調整額		
法人税等合計		14,567
当期純利益		7,348

当社は、平成20年2月21日設立、同年9月24日関東財務局に少額短期保険会社として登録、同年12月1日営業開始しました。よって、平成19年度の数値は記載しておりません。

〔注記〕 1株あたりの当期純利益

1,837円06銭

キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	平成19年度	平成20年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入		803,837
再保険収入		209,569
保険金等支払による支出		411,630
再保険料支払による支出		506,254
事業費の支出		83,190
その他		6,887
小 計		19,218
利息及び配当金等の受取額		163
利息の支払額		-
その他		-
法人税等の支払額		47
営業活動によるキャッシュ・フロー		19,334
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出		28
預託金の預入れによる支出		10,000
営業譲受(包括移転に伴う預金受入)による収入		182,317
その他		-
投資活動によるキャッシュ・フロー		172,289
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入による収入		-
借入金の返済による支出		-
株式の発行による収入		-
自己株式の取得による支出		-
その他		-
財務活動によるキャッシュ・フロー		-
現金及び現金同等物の増減額		191,623
現金及び現金同等物の期首残高		98,188
現金及び現金同等物の期末残高		289,811

当社は、平成20年2月21日設立、同年9月24日関東財務局に少額短期保険会社として登録、同年12月1日営業開始しました。よって、平成19年度の数値は記載しておりません。

株主資本等変動計算書

(単位：千円)

科 目	平成19年度	平成20年度
株 主 資 本		
資 本 金		
前期末残高	-	100,000
当期末残高	-	100,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	-	316
当期変動額		
当期純利益	-	7,348
当期変動額合計	-	7,348
当期末残高	-	7,031
利益剰余金合計		
前期末残高	-	316
当期変動額		
当期純利益	-	7,348
当期変動額合計	-	7,348
当期末残高	-	7,031
株主資本合計		
前期末残高	-	99,683
当期変動額		
当期純利益	-	7,348
当期変動額合計	-	7,348
当期末残高	-	107,031
純資産合計		
前期末残高	-	99,683
当期変動額		
当期純利益	-	7,348
当期変動額合計	-	7,348
当期末残高	-	107,031

〔注記〕 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,000 株

(2) 保険金等の支払能力の充実の状況

(単位：千円、%)

	平成19年度	平成20年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	-	218,313
純資産の部合計(社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。)	-	107,031
価格変動準備金	-	-
異常危険準備金	-	111,282
一般貸倒引当金	-	-
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)(99%又は100%)	-	-
土地含み損益(85%又は100%)	-	-
契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	-	-
将来利益	-	-
税効果相当額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(a)	-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(b)	-	-
控除項目(-)	-	-
(2) リスクの合計額 $[R_1^2+R_2^2]+R_3+R_4$	-	28,281
保険リスク相当額	-	11,129
R1 一般保険リスク相当額	-	11,129
R4 巨大災害リスク相当額	-	-
R2 資産運用リスク相当額	-	25,207
価格変動等リスク相当額	-	0
信用リスク相当額	-	2,895
子会社等リスク相当額	-	0
再保険リスク相当額	-	21,690
再保険回収リスク相当額	-	621
R3 経営管理リスク相当額	-	726
ソルベンシー・マージン比率 $(1)/\{(1/2)\times(2)\}$	-	1,544

**(3) 有価証券または金銭の信託に関する取得価額または契約価額、時価
および評価損益**

有価証券

該当事項はございません。

金銭の信託

該当事項はございません。

(4) 公衆の縦覧に供する書類に関する会計監査人の監査の有無

興亜監査法人の監査を受けております。

**(5) 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書に関する公認会
計士または監査法人の監査証明の有無**

興亜監査法人の監査を受けており、平成21年6月10日付け監査証明書を
受領しております。